



葛飾区版



みんなで考えよう

子どもと保護者のきもち・保育者のきもち

保育所等では、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければなりません。保育所等の全職員が、子どもは身近な保育者の姿や言動を敏感に受け止めていることを認識し、豊かな感性と愛情をもって子どもと関わり、信頼関係を築いていかなければなりません。

また、入所する子どもの保護者に対しても、保護者の意見や要望等からその意向を捉えた上で、適切に対応しなければなりません。日頃より保育の意図や保育所の取組を説明したり、子どもの様子を丁寧に伝えたりしながら、子どもについて保護者と共に考え、対話を重ねていくことが大切です。保育者と保護者が互いに情報や考えを伝え合い共有することで、それぞれが子どもについて理解を深めたり、新たな一面に気が付いたりします。こうした関係の形成や深まりは、子どもと保護者の関係の育ちや安定につながります。

以上から保育者は、専門的な知識及び技術を状況に応じた判断の下、適切かつ柔軟に用いながら、子どもの保育と保護者への支援を行うことが求められています。そして保育所は、各保育者が責務を遂行していくために、日々の保育を通じて自己を省察するとともに、同僚と協働し、共に学び続けていく姿勢を促すことが大切です。また、各保育者が幅広い観点から子どもに対する理解を深め、子どもや子育て家庭の実態や社会の状況を捉えながら、自ら行う保育と保護者に対する支援の質を高めていくことができるよう、保育所等全体として常に専門性の向上に努めることが重要です。

そこで、より良い保育に向けて、職員一人一人や全職員で、日々の保育実践の振り返りを行い、子どもの人権・人格を尊重する意識を共有するために、「保育

実践振り返りシート」を作成しました。日々の保育の振り返りを行い、職員会議で取り上げ、職員全員で自園のより良い保育の実践にお役立てください。



本資料の位置付け

令和5年5月にこども家庭庁から「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」が示され、「不適切な保育」を「虐待等と疑われる事案」と捉えなおすとされましたが、その具体例は示されておられません。

保育現場において、過度な萎縮につながることなく、より良い保育を実践していくためには、不適切な保育の具体例が示されることが重要です。

そこで、本資料において、虐待等と疑われる事案（不適切な保育）について具体例を明示いたしました。

また、職員一人ひとりが子どもの人権・人格を尊重する保育や接し方等について認識し、保育所が全職員の共通理解のもと、より良い保育の実践に向けて、日々の保育の振り返りを行う等の取組みを行う際に活用できるように振り返りシートを作成しました。

参考文献：「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和5年5月こども家庭庁）
「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き（令和3年3月株式会社キャンサースキャン）」
「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」（全国保育士会）

相 談 窓 口

●保育者からの相談

葛飾区子育て支援部子育て施設支援課指導検査係

☎03（5654）8618（直通）

～ 取組の流れ ～

①個人で保育実践の振り返りを行う

保育内容の評価は、保育の良し悪しや出来・不出来を判定するために行うものではありません。保育に携わる職員一人ひとりが、子どもについての理解をより豊かなものとし、自分（たち）の目指す保育を実現していくことに向けて、日々の保育実践の意味を考え、次のより良い実践へとつなげていくために行います。

②職員間で日々の保育について話し合う

会議やミーティングを行いましょう。また、日々の何気ない会話から、様々な気づきの共有や対話的な関係が作られることを意識し、誰もが積極的に発言しやすい雰囲気、意見を交わしやすい環境をつくり、対話の充実を図りましょう。

③自園全体で改善策を話し合い、共通認識を持つ

具体的な課題を整理し取りまとめたうえで、改善策について職員間で話し合い、子どもに対する接し方が適切であったか、より望ましい対応はあったのかなど、全職員が子どもの人権・人格を尊重する保育を行うための意識を共有しましょう。

④保育を実践する

①～③の振り返りを踏まえて、子どもの視点にたったより良い保育を実践します。

保育実践振り返りシート

活用方法

- 1 自身の保育を振り返る。(各項目の例の行為をしていない場合は「無」、している又はしたことがある場合は「有」に○をつける)
- 2 自園の他者の保育を振り返る。(各項目の例の行為をしていない場合は「無」、している又はしたことがある場合は「有」に○をつける)
他者欄は、自身の保育とともに他者の保育も振り返り、他者の保育を自身の保育の参考にすることや、集計結果をもとに会議等において、子どもの人権・人格を尊重する意識を園全体共有する等にご活用ください。
- 3 該当する行為があった場合は、その場面の状況や理由を記入する。
- 4 より良いかわりをするためのポイント【参考資料】をもとに対応策を考える。

1	子ども一人ひとりの人格を尊重しないかわり	自分	他者	場面の状況や理由	自ら考える対応策
(1)	子どもの自尊心を傷つける。 例：排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。 例：お迎えに来た保護者に「A君は、今日は喧嘩をしてお友達を泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	無・有	無・有		
(2)	子どもの気持ちを無視する。 例：子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言い、その後、子どもの話を聞くのを忘れる。 例：話しかけてきた子ども(主張の強い子や自分の思いをうまく表現できない子など)の気持ちを考えず、無視する。	無・有	無・有		
(3)	子どもの話を聞かないで判断をする。 例：子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	無・有	無・有		
(4)	子どもの発想を認めない。 例：製作活動で子どもが作った又は描いた物を見て、「そこ違うよ。もう1回作ってみる又描いてみる？」とだけ言って、作り直す又は描き直すように働きかける。	無・有	無・有		
(5)	子どもの行為を執拗に責める。 例：子どもが、友だちを叩く等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。 例：クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「〇〇ちゃんは早くできないのね、だめな子になっちゃうよ」と言う。	無・有	無・有		

(6)	他の子と比較し否定的な言葉がけをする。 例：苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と否定的な言葉がけをする。 例：朝、保護者に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	無・有	無・有		
(7)	子どもの自発的行動を無視する。 例：自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子に対し、子どもが「おしっこが出ない」と訴え嫌がっても、トイレに行くように促す。	無・有	無・有		
2	物事を強要するようななかかわり・脅迫的な言葉がけ	自分	他者	場面の状況や理由	自ら考える対応策
(1)	子どもの行為を大勢の前で指摘する。 例：ごはんをこぼした子どもに対して、ほかの子どもが大勢いる前でそのことを指摘する。	無・有	無・有		
(2)	子どもの個人差に配慮していない。 例：食べるペースが遅い子や食べている時に眠くなってしまった子に対し、急ぐように促す又は口を開けさせ、食べ物詰め込む。	無・有	無・有		
(3)	子どもの気持ちを考えず、無理やり保育者の思いどおりに動かす行為をしている。 例：怒鳴ったり、「〇〇しなさい」との言葉や子どもの怖がるもの(鬼等)を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。 例：食事が終わってもいつまでも自席に待たせている。 例：なかなか寝つけずにいる子に「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事が出来ないんだよね」と言う。	無・有	無・有		
(4)	子どもの行動に否定的な対応をする。 例：言葉かけを聞かない子どもに「〇〇しないなら〇〇できないからね」と言葉をかける。 例：寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離して敷いたりする。	無・有	無・有		

3	罰を与える・乱暴なかかわり	自分	他者	場面の状況や理由	自ら考える対応策
(1)	子どもを叩く。 例:子どもを注意する際に、「だめよ!」 と言って子どもの手を叩いたり、突 飛ばしたりする。	無 ・ 有	無 ・ 有		
(2)	乱暴な対応をする。 例:なかなか眠らない子どもに布団を頭 からかぶせるなどし、又はパンパン と強く布団を叩く。 例:並ぶときなどに、子どもの自発的行 動を待てず、腕を掴んで引っ張る。 例:子どもの人数チェックをする際、子ど もの頭を手ではたくようにして人数 を数える。	無 ・ 有	無 ・ 有		
(3)	子どもの行動に罰を与える。 例:言うことを聞かなかった子どもに対 し、廊下に立たせるなどの罰を与え る。	無 ・ 有	無 ・ 有		
4	一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境 を配慮しないかかわり	自分	他者	場面の状況や理由	自ら考える対応策
(1)	子どもに保護者を否定するような言葉か けをする。 例:いつも時間ぎりぎりのお迎えになる 子どもに対して、「〇〇ちゃんのお母 さん、今日も遅いね」と言う。 例:子どもに「△△ちゃんは洋服がちゃ んと用意されてないね」や「昨日お 風呂に入れてもらわなかったの」な ど否定的な言葉がけをする。	無 ・ 有	無 ・ 有		
(2)	保護者に寄り添った言葉かけや対応を しない。 例:いつもぎりぎりの時間にお迎えにく る保護者に「いつもぎりぎりですね」 や提出物を忘れた際に「いつも忘れ て困ります」と言う。	無 ・ 有	無 ・ 有		
(3)	様々な家庭環境があることを踏まえない 取り組みをする。 例:「お休みの日にどこに行ったかお話 して」と問いかけ、クラスの子どもた ち『全員』に発表してもらう。	無 ・ 有	無 ・ 有		

5	差別的なかかわり	自分	他者	場面の状況や理由	自ら考える対応策
(1)	子どもの気持ちを配慮していない。 例：小食の子どもに対して、子どもの意見を聞かず、初めから非常に量を少なくして配膳する。 例：こぼす等の理由で、給食のメニューを全て配膳せず、食べた次のおかずをあげる。	無・有	無・有		
(2)	特定の子どもとだけ話をする。 例：挨拶をしてきたか否かにかかわらず、特定の子どもにだけ「おはよう」と言葉がけする。	無・有	無・有		
(3)	性別を理由に注意する。 例：泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。	無・有	無・有		
(4)	特定の子どもをひいきする。 例：寝かしつける際に、理由なくいつも同じ子どものそばにばかりつく。	無・有	無・有		

より良いかかわりをするためのポイント

保育所における保育の内容に関する事項や保育内容に関連する運営に関する事項を定めた保育所保育指針においては、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない」とされています。

すなわち、保育所においては、子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子ども的人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならないことを示しています。

より良いかかわりへのポイントを参考に、振り返りシートであるべき保育の姿や園の課題を確認してください。まずは、改善したいと思うことから、改善の手立てを考え、職員との共通理解を図り、少しずつ取り組みましょう。

1	子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり	
	不適切な保育	より良いかかわりをするためのポイント
(1)	子どもの自尊心を傷つける。 例：排泄の失敗への対応をその場で行ったり、周囲に知らせたり、その失敗を責める言葉がけをする。 例：お迎えに来た保護者に「A君は、今日は喧嘩をしてお友達を泣かせてしまいました」と、他の保護者にも聞こえるように言う。	例：子どもの羞恥心や傷ついた気持ちに配慮し、排泄の失敗に対しては、トイレ等の人目につかない場所で、「着替えをしたら気持ちよくなるからね」と声をかけて対応する。 例：保育時の様子を保護者に伝える際には、必要に応じて場所を変え、また、伝える内容は事実のみとし、保育者の主観は伝えないようにする。
(2)	子どもの気持ちを無視する。 例：子どもが保育者に話しかけた際、「いま忙しいから後にして」と言い、その後、子どもの話を聞くのを忘れる。 例：話しかけてきた子ども(主張の強い子や自分の思いをうまく表現できない子など)の気持ちを考えず、無視する。	例：子どもが話そうとしたときは、できるだけ耳を傾ける。すぐに対応できない状況の場合は、後で必ず「さっきは何だった？すぐに聞けなくてごめんね。」と聞くようにする。先生に話を聞いてもらえて嬉しい、また話したいと子どもが感じられるように接する。 例：「子どもが何を求めているか」を知ろうとし、子どもの行動や要求に応答的に答える。一人ひとりの要求の表し方や情緒面を理解し、イライラや不安が長引かないように優しく言葉がけをする。
(3)	子どもの話を聞かないで判断をする。 例：子ども同士のトラブルが起きたとき、子どもたちの言い分を聞かず、一方的に判断を下す。	子どもそれぞれに理由があって、トラブルは起こっています。トラブルも子どもにとっては貴重な経験です。 例：保育者の一方的な考え方で判断するのではなく、双方の言い分を聞き、お互いの気持ちや考え方を尊重しながら対応する。
(4)	子どもの発想を認めない。 例：製作活動で子どもが作った又は描いた物を見て、「そこ違うよ。もう1回作ってみる又描いてみる？」とだけ言って、作り直す又は描き直すように働きかける。	例：子どもが自ら作った又は描いた作品を否定するのではなく、子どもの自由な発想を認め、自由にのびのびと表現する楽しさを味わえるようなかかわりをする。
(5)	子どもの行為を執拗に責める。 例：子どもが、友だちを叩く等、良くないことをした際に、執拗に責めるような言葉がけをする。 例：クラス全員で帰りの支度をしている時に、なかなかできない子どもに、「〇〇ちゃんは早くできないのね、だめな子になっちゃうよ」と言う。	子どもが良くないことをした際、それを子どもに伝えること、状況を理解させるための言葉かけは大切です。 例：叩いた理由やその時の気持ちを聞いた上で、叩かれた子どもがどういう気持ちか問いかけるなどして、気づきを促すようにする。 例：子どもの状況を把握し、自ら取り掛かれるような次の活動への期待を持たせるような言葉かけや支度を終えたことに対して「〇〇ちゃん、帰り支度ががんばったね」など肯定的な言葉かけや働きかけをする。

(6)	他の子と比較し否定的な言葉がけをする。 例：苦手なことを渋っている子に、「早くやって。できないなら後ろに行って。」と否定的な言葉がけをする。 例：朝、保護者に抱かれて、なかなか離れられない子どもに「ずっと抱っこしてもらっていると恥ずかしいよ」と言葉をかける。	「恥ずかしい」という表現は、大人の価値観の押しつけになる可能性があります。 例：一人ひとりのペースを認め、良いところを見つけて褒める等、自ら取り組む意欲につながる言葉がけをする。 例：「お母さんの抱っこって嬉しいね」等、子どもの気持ちを受け止め、子どもが好きな遊びに誘うなどして気持ちを切り替えられるよう働きかける。
(7)	子どもの自発的行動を無視する。 例：自分から訴えてトイレに行くことができるようになった子に対し、子どもが「おしっこが出ない」と訴え嫌がっても、トイレに行くように促す。	自分の感覚で排泄を知らせることができる子どもに、保育者の都合で排泄を促すことは、子どもの自主的な行動の妨げになります。 例：子どもの排泄の間隔の把握や気持ちを尊重し、子どもが自ら排泄を訴えることができるよう配慮をする。
2	物事を強要するようなかわり・脅迫的な言葉がけ	
	不適切な保育	より良いかわりをするためのポイント
(1)	子どもの行為を大勢の前で指摘する。 例：ごはんをこぼした子どもに対して、ほかの子どもが大勢いる前でそのことを指摘する。	例：ほかの子どもが大勢いる前で指摘をするのではなく、椅子の高さが合っているか、姿勢はどうか等の環境面を見直し、楽しく食事ができるようにする。こぼしたものは、そっと片付けて代わりのものを用意する等の配慮をする。
(2)	子どもの個人差に配慮していない。 例：食べるペースが遅い子や食べている時に眠くなってしまった子に対し、急ぐように促す又は口を開けさせ、食べ物を詰め込む。	例：その子のペースを理解し、援助したり、食べる意欲を引き出すような言葉がけをする。食事中に眠くなってしまった子は、無理に食べさせるのではなく、昼寝をさせ、おやつ時におやつを少し多めに食べさせるなど、工夫する。
(3)	子どもの気持ちを考えず、無理やり保育者の思いどおりに動かす行為をしている。 例：怒鳴ったり、「○○しなさい」との言葉や子どもの怖がるもの(鬼等)を使ったりして、子どもを保育者の思いどおりに動かそうとする。 例：食事が終わってもいつまでも自席に待たせている。 例：なかなか寝つけずにいる子に「早く寝てよ。あなたが寝ないと仕事が出来ないんだよね」と言う。	例：子どもの興味が持てるような環境を整えたり、自主的に行動できるような言葉がけをする。 例：他の職員と連携して、待たせる時間が無くなるよう、保育の方法やかかわりを検討し、子どもの成長・発達をとらえ、見通しを持って計画的に保育の準備や保育環境を整える。 例：保育者の仕事を優先して考えるのではなく、子どもの気持ちやその日の状況に配慮したかわりをする。
(4)	子どもの行動に否定的な対応をする。 例：言葉かけを聞かない子どもに「○○しないなら○○できないからね」と言葉をかける。 例：寝ずに話をしている子どもに対して、外で寝るように言ったり、布団を友だちの布団と離して敷いたりする。	例：子どもたちが自分自身で考え、行動する力ややる気を育むことができるよう、肯定的な言葉かけをする。 例：午睡中に話をすることが他の子どもに迷惑であること、身体を休めることの大切さを伝え、子どもが納得して行動できるよう言葉をかける。また、眠くない子に対しては、無理やり寝かせずに別の部屋で遊ばせたり、絵本を読ませるなど、施設の体制・環境に応じて配慮する。

3	罰を与える・乱暴なかかわり	
	不適切な保育	より良いかかわりをするためのポイント
(1)	子どもを叩く。 例：子どもを注意する際に、「だめよ！」と言って子どもの手を叩いたり、突飛ばしたりする。	例：危機回避のためであっても、行動制限（けんかをしている子ども同士を離すなど）は必要最低限とする。可能な限り、行動制限をしなくて済むように子どもの様子を見て、早めに問いかけや言葉がけをする。
(2)	乱暴な対応をする。 例：なかなか眠らない子どもに布団を頭からかぶせるなどし、又はパンパンと強く布団を叩く。 例：並ぶときなどに、子どもの自発的行動を待てず、腕を掴んで引っ張る。 例：子どもの人数チェックをする際、子どもの頭を手ではたくようにして人数を数える。	例：子どもにそっと手を添えたり、ゆったりとリズムを刻むなど、子どもが安心できるかかわりをする。 例：「一列に並んで」や「壁に沿って」など具体的な言葉がけをし、子どもが納得して自ら行動できるよう配慮する。 例：人数をチェックする際も、一人ひとりの顔を見ながら、丁寧にしかかわる。
(3)	子どもの行動に罰を与える。 例：言うことを聞かなかった子どもに対し、廊下に立たせるなどの罰を与える。	子どもたちが見通しを持って行動できるよう、具体的でわかりやすい言葉がけをする。
4	一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を配慮しないかかわり	
	不適切な保育	より良いかかわりをするためのポイント
(1)	子どもに保護者を否定するような言葉かけをする。 例：いつも時間ぎりぎりのお迎えになる子どもに対して、「〇〇ちゃんのお母さん、今日も遅いね」と言う。 例：子どもに「△△ちゃんは洋服がちゃんと用意されてないね」や「昨日お風呂に入れてもらわなかったの」など否定的な言葉がけをする。	子どもや家庭の置かれている現状は様々です。保護者を否定されることで、子どもは自身の存在も否定されている気持ちになります。 例：子どもは保護者の迎えを心待ちにしているので、「大丈夫だよ、先生と一緒に待っていようね」等、子どもの気持ちに寄り添った温かい言葉がけをする。 例：保護者を否定するようなことは、子どもに伝えないようにする。
(2)	保護者に寄り添った言葉かけや対応をしない。 例：いつもぎりぎりの時間にお迎えにくる保護者に「いつもぎりぎりですね」や提出物を忘れた際に「いつも忘れて困ります」と言う。	保護者への支援も、保育者の業務の1つです。保護者の置かれている状況を把握し、思いを受け止め、保護者に対して保育の意図を理解できるように説明したり、疑問や要望には対話を通して誠実に対応する。
(3)	様々な家庭環境があることを踏まえない取り組みをする。 例：「お休みの日にどこに行ったかお話しして」と問いかけ、クラスの子どもたち『全員』に発表してもらう。	子どもたちの家庭の経済状況や環境の違いを理解し、子どもの気持ちに配慮した問いかけや取組を心がける。

5	差別的なかかわり	
	不適切な保育	より良いかかわりをするためのポイント
(1)	子どもの気持ちを配慮していない。 例：小食の子どもに対して、子どもの意見を聞かず、初めから非常に量を少なくして配膳する。 例：こぼす等の理由で、給食のメニューを全て配膳せず、食べたらずのおかずをあげる。	例：子どもの意見を聞かず、給食の量を「初めから極端に減らす」ことは、子どもの思いを無視した行為であるため、子どもが、「少なくして欲しい」と自分の思いを寄せられるようにかかわる。 例：食への関心・意欲を育むためには、全ての献立を配膳し、子ども自身が好む順番で食べられる環境を設定するようにする。こぼす、こぼさないに着目するのではなく、食べる意欲を育む環境づくりに努める。
(2)	特定の子とだけ話をする。 例：挨拶をしてきたか否かにかかわらず、特定の子とだけ「おはよう」と言葉がけする。	例：特定の子とだけに挨拶をするのではなく、どの子どもに対しても、一人ひとり顔を見て挨拶をする。また、登園時は視診の時間であることも意識し、接するようにする。
(3)	性別を理由に注意する。 例：泣いている男の子に、「男の子だからいつまでも泣かない」や乱暴な言葉使いをする女の子に「女の子だからそんな言葉を使ったらいけない」と注意する。	例：性別を理由に注意せず、一人ひとりの違いを認め、対応する。
(4)	特定の子とをひいきする。 例：寝かしつける際に、理由なくいつも同じ子どものそばにばかりつく。	例：子ども一人ひとりの背景や思いに配慮しつつ、平等に対応する。